情報案内

役場開庁時間　8:30 ～ 17:30
（土・日・祝日除く）

総務課
☎47―2112
役場2階　窓口10番

2月23日から農業委員選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を2月23日㈫から3月9日㈫までの15日間、総務課の窓口で行います。

土・日曜日は、役場管理人室で閲覧できます。

町民課
☎47―2203
税の関係
☎47―2193
役場1階
窓口1番

バイク・軽自動車などの廃車届けは4月1日まで

軽自動車税は、バイク（原付）、オートバイ、軽四輪、小型特殊自動車などを所有している方に課税される町税です。

バイクや軽自動車などの譲渡や廃車により所有しなくなった場合は、すぐに届け出をしてください。

4月1日までに譲渡届や廃車届がない場合は、平成22年度も軽自動車税が課税されますので、期限までに届け出をしましょう。

2月15日から所得税の確定申告

平成21年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが2月15日㈰から始まります。

贈与税の申告の受け付けは、2月1日㈪から始まりました。

所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月15日㈪、消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日㈬までです。

申告書は、前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、ご自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具やご自分で記具をご持参ください。

福祉保健課
☎47―5555
総合福祉センター窓口7番

国保高齢受給者証の一部更新（70歳～74歳）

70歳から74歳までの国民健康保険（国保）の前期高齢者の方の医療費窓口負担が、平成22年4月から自己負担割合が2割負担になるため、平成23年3月までは1割に据え置かれます。

このため、現在お使いの受給者証の4月以降の自己負担額が「2割」になっている方を対象に、「1割」に変更した受給者証を3月中に郵送します。すでに3割負担されている方は除きます。

※平成22年4月から自己負担割合が2割負担になる担当者証の4月以降の自己負担額が「2割」になっているものを1割負担に据え置くものです。

国保の保険証を3月中に郵送で一斉更新

現在使われています国民健康保険（国保）の保険証の有効期限は、平成22年3月31日までとなっていますので、3月中に新しい保険証に更新します。

新しい保険証は、簡易書留郵便で3月中に郵送します。世帯の皆さんの保険証は、まとめて3月中に郵送しますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。

なお、修学のため家族と離れて訓子府町以外の市区町村に住む場合は、在学証明書が必要ですので医療給付係まで提出願います。

ただし、過去に在学証明書を提出されたことのある方の分は、提出の必要はありません。

麻しん・風しんの混合予防接種

近年、麻しんは大学生などに感染が拡大していることから、平成20年4月の予防接種法の改正で5年間に限って第3期（中学1年生）第4期（高校3年生）の予防接種が始まりました。

現在、第1期（12か月以上24か月未満）はほとんどの方が接種していますが、第2期（年長児）～第4期の対象の方については、まだ接種されていない方がいる状況です。

対象となる期間は平成22年3月31日までですので、できるだけ早めにお受けください。

第3回ジュニア・アート・フェスティバル

町内小中学生の絵画・書道・工作などを展示します。

○と　き
2月16日㈫～26日㈮
○ところ　公民館ロビー

公民館（☎47-2121）

「アリス」のひなまつり

童話サークル「アリス」によるひなまつりを行います。

○と　き
2月26日㈮14時20分
○ところ　図書館研修室
○内　容　紙芝居、工作ほか

子ども映画会

○と　き　2月19日㈮
①14時15分②15時
○ところ　図書館研修室
○内　容　「ウサギさんの夢」
「ムーミン
スナフキンが帰ってきた」

図書館（☎47-2700）

くらしのインフォメーション

ださい。なお、平成22年4月1日以降は有料となりますので、ご注意ください。

■予防接種の対象年齢
○1期　1～2歳未満
○2期
5～7歳未満の年長児
○3期
平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ
○4期
平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ

■問合せ
福祉保健課健康増進係

4月からの児童生活館入所者を募集

○**対　象**
小学校1年生～3年生
○**条　件**
1．両親または一方の親がいない児童
2．両親が家庭外で働いている児童
3．その他の理由により、家庭での保育が困難な児童
○**開設時間**　下校時から18時まで（冬期間徒歩帰りの児童は16時まで）
○**保育料**　月額6,030円（所得に応じて減額されます）
○**申込期限**　2月26日㈮
○**申込み**
福祉保健課社会福祉係

農業委員会
☎47―2204
役場1階　窓口2番

畑作実習生の受け入れ農家を募集

農業担い手対策推進協議会（町農業委員会事務局内）では、本町農業担い手対策の推進を図ることを目的に、毎年農業体験実習生を受け入れており、実習生は農作業と農家生活の実態に触れながら、農業・農村社会への理解と地元関係者との交流を深めています。

例年、東京・大阪方面の求人情報誌などで20歳以上の独身女性を募集し、2、3人が町内で体験実習をしています。今年もこの求人に合わせ、農業体験実習生を受け入れていただける畑作農家を募集します。

体験実習期間は、原則として住み込みで1か月以上6か月以内、その間、受け入れ農家は、農業・農村への理解を深めるために必要な体験や地域内の若い担い手との交流に配慮することなどを条件としています。

○**申込み問合せ**
3月末までに農業委員会事務局へ

屋根からの落氷雪事故を防ごう

例年、屋根からの落氷雪により、各地で死傷事故が発生しています。

建物の所有者や管理者は、事故防止に努めましょう。

また、歩行者は、軒下を通行するときは落氷雪に十分注意し、各家庭でも軒下では子どもを絶対遊ばせないようにしましょう。

①道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪止めをつけましょう。
②屋根の雪・氷・つららは早めに落としましょう。
③落氷雪や敷地内の雪を道路に出さないようにしましょう。
④建物の壁や窓枠、突出看板などについた雪や氷は、少量でも除去するようにしましょう。

除雪作業にご協力を

町の除雪体制は、市街地の生活道路から始め、次に主要道路、その他の道路と順次作業を行い、歩道の除雪は、通学路を優先に行っています。

深夜から早朝にかけて除雪する場合が多く、騒音などでご迷惑をおかけする場合もありますが、ご理解ください。

また、今冬は積雪が多く排雪作業も実施しています。独自で排雪される場合は、指定雪捨て場、穂波橋南側の旧実郷運動広場と穂波橋左岸下流河川敷地に捨ててください。

除雪作業には、皆さんのご協力が必要です。次の点に注意しましょう。

■路上駐車はやめましょう
■各家庭や店舗前の雪処理にご協力をお願いします
■車道への雪出しはやめましょう
■危険ですので除雪作業車両には近づかないでください

○建設課
（☎47-2118 役場1階　窓口4番）

2月7日は
「北方領土の日」
です